

社会福祉法人南小国町社会福祉協議会 通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人南小国町社会福祉協議会が設置するりんどう荘福祉サービスセンター（以下「事業所」という）が実施する指定通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）（以下「本事業」という）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、本事業の円滑な運営を図るとともに、要介護状態にある者が孤立感の解消及び心身機能を維持できるよう、又、その家族が精神的・身体的負担を軽減できるよう適切な通所介護（介護予防日常生活支援総合事業）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事介助等日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

- 2 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所介護（介護予防日常生活支援総合事業）が提供されるよう、機能訓練等の目標及び目標達成のための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画（介護予防日常生活支援総合事業計画）を作成し、その計画に基づいたサービス提供に努めるものとし、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護（介護予防日常生活支援総合事業）を提供する。
- 3 本事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者や関係機関等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、正当な理由なく、利用者に対する通所介護（介護予防日常生活支援総合事業）の提供を拒否しないものとし、利用定員、実施地域等を勘案して適切な通所介護（介護予防日常生活支援総合事業）の提供が困難と認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定通所介護事業者（介護予防日常生活支援総合事業）の紹介等必要な措置を講じる。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 りんどう荘福祉サービスセンター
- ② 所在地 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3388番地の1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② 生活相談員 3名

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、通所介護計画の作成及び内容の説明、関係機関との連絡調整等を行う。

③ 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

④ 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

⑤ **機能訓練指導員 4名（看護職員兼務）理学療法士1名**

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

⑥ 管理栄養士及び栄養士 1名

管理栄養士及び栄養士は、連携して個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養指導や特別の配慮を必要とする給食管理や調理業務を行う。

⑦ 事務職員 1名

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日は、通常日曜日・12月31日から1月3日までを除く日とする。

ただし特別の需要がある場合はこの限りではない。

② 営業時間は午前8時30分から午後5時までとし、サービス提供時間は午前9時00分から午後4時15分までとする。

ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日1単位25人とする。

2 事業所は、利用定員を越えた本事業の提供は行わないものとする。

(通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の内容及び利用料等)

第7条 事業所が提供する通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の内容は居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

① 入浴サービス

⑥ レクリエーション

② 給食サービス

⑦ 栄養改善サービス

③ 生活指導（相談、援助等）

⑧ 口腔機能向上サービス

④ 健康チェック

⑨ 送迎

⑤ 日常動作訓練・機能訓練

- 2 本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とし当該本事業が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収するものとする。
- 3 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から徴収するものとする。
- ① 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の中山間地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定の単位数に加算する。
- ② 食事提供費 1食につき650円
- ③ おむつ代（パンツ式）1枚につきM・Lサイズ 100円
- ④ 前各号に掲げるほか、本事業において提供される便宜のうち、教養娯楽や日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用は実費とする。
- 4 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けることとする。
- 5 事業所は、法定代理受領に該当しない本事業の提供により利用料の支払いを受けた場合は、提供した本事業の内容、費用額等を記載したサービス提供証明書を、利用者に交付するものとする。

（通常の事業実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は南小国町の区域とする。

（サービスの利用にあたっての留意点）

第9条 利用者は、本事業において提供されるサービスを受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① 入浴サービスを利用する際は、体調がすぐれない場合や気分が悪くなった場合、速やかに従業者に申し出て下さい。
- ② 機能訓練室を利用する際は、機能訓練指導員の指示に従い、独断で機械器具等を操作しないで下さい。
- ③ 送迎サービスを利用する際は、体調がすぐれない場合や気分が悪くなった場合、速やかに従業者に申し出て下さい。また、乗降時は従業者の指示に従って下さい。

（緊急時等の対応）

第10条 従事者は、本事業の実施中に利用者の状態が急変する等緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しな

ければならない

2 事業所は、本事業の提供により事故が発生した場合の対応方法については、別途定める。また、事業所の本事業の提供により、事業所の責めによる損害を利用者に与えた場合は、速やかに賠償するものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害等に備えて、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は防災についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理等)

第12条 事業所は、提供した通所介護事業所（介護予防日常生活支援総合事業）に係る利用者又は家族から苦情等に迅速かつ適切に対応する為、苦情等を受け付ける窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者的人権擁護・虐待防止のため次の事項を講ずるものとする。

(1) 事業所は、利用者的人権擁護、虐待防止のための対策をする検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

2 事業所は、通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）のサービス提供中に、虐待と思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

3、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定し設置する。

(身体拘束等の排除の理念及び方針)

第14条 私たちはご利用者様の尊厳を守る為に身体拘束ゼロ運動を実施しています。

【理念】ご利用者を中心としたケア及び、ご利用者の尊厳を守るケアを提供します。

【方針】・身体拘束等は原則として実施していません。

・ご本人の心身安全面、他のご利用者的心身安全面の確保などの際にあって、緊急を要し他に代替の方法がなく、ごく短時間の場合においてやもう得ず実施をする場合においてはご家族等に同意の上実施します。

・当該理念、方針について不明な点がありましたら遠慮なくスタッフまでお問い合わせください。

(衛生管理等)

第15条 事業所に感染が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底する。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）用に供する施設、食器その他の設備等において、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (5) 必要に応じて保健所の助言、指導をを求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(B C P 業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）のサービス提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなう。

(ハラスマント対策の強化に関する事項)

第17条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

3 職員であった者がその職を退いた後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、本事業の提供を求められたときは、利用者の被保険者証により、被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と認定の有効期間を確認する。

5 事業所は、本事業の提供開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制等の利用申込者等がサービスの選択に資するための重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、書面による利用申込者等の同意を得た後、サービスを提供するものとする。

6 事業所は、本事業を提供した際には、提供日、内容、法定代理受領額その他必要事項を、通所介護計画（介護予防日常生活支援総合事業）又はそれに準じる書面に記録する。

7 事業所は、利用者が正当な理由なしに、本事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき、並びに、偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知する。

8 事業所は、サービス担当者会議等で、利用者等に関する情報を使用する必要がある場合は、予め、文書による同意を得るものとする。

- 9 事業所は、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター及びその職員に対し、利用者に自事業所のサービスを利用させることの対価として、金品その他の利益を供与してはならない。
- 10 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。又、通所介護計画（介護予防日常生活支援総合事業）、利用者台帳、業務日誌等本事業の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 11 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人南小国町社会福祉協議会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。